

平成 26 年 第 6 回定例会

# 道志村議会議録

平成 26 年 9 月 9 日 開会

平成 26 年 9 月 19 日 閉会

道志村議会

## 平成 26 年第 6 回道志村議会定例会会議録目次

|           |   |
|-----------|---|
| ○招集告示     | 1 |
| ○応招・不応招議員 | 2 |

### 第 1 号 (9月9日)

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ○議事日程                             | 3  |
| ○出席議員                             | 4  |
| ○欠席議員                             | 4  |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4  |
| ○職務のため議場に出席した者の職氏名                | 4  |
| ○開会の宣告                            | 5  |
| ○村長挨拶                             | 5  |
| ○開議の宣告                            | 7  |
| ○議事日程の報告                          | 7  |
| ○諸般の報告                            | 7  |
| ○会議録署名議員の指名                       | 7  |
| ○会期の決定                            | 7  |
| ○一般質問                             | 8  |
| 水 越 茂 広 君                         | 8  |
| 佐 藤 定 三 君                         | 10 |
| 長 田 達 義 君                         | 11 |
| 池 谷 高 明 君                         | 16 |
| 山 口 力 君                           | 19 |
| 杉 本 秀 明 君                         | 21 |

### 第 2 号 (9月19日)

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ○議事日程                             | 25 |
| ○出席議員                             | 26 |
| ○欠席議員                             | 26 |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 26 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| ○職務のため議場に出席した者の職氏名               | 26 |
| ○開議の宣告                           | 27 |
| ○議事日程の報告                         | 27 |
| ○報告第4号の報告                        | 27 |
| ○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 28 |
| ○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 30 |
| ○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決           | 31 |
| ○議案第37号から議案第41号の一括上程、説明、質疑、討論、採決 | 32 |
| ○認定第1号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決   | 35 |
| ○請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 41 |
| ○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 43 |
| ○請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 45 |
| ○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決            | 46 |
| ○閉会中の継続調査について                    | 48 |
| ○村長挨拶                            | 48 |
| ○閉議の宣告                           | 49 |
| ○閉会の宣告                           | 49 |
| ○署名議員                            | 51 |

道志村告示第14号

平成26年第6回道志村議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月1日

道志村長 長田富也

記

1 日 時 平成26年9月9日(火)

2 場 所 道志村役場議場

◎応招・不応招議員

---

応招議員（10名）

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 出羽和平君 | 2番  | 水越茂広君 |
| 3番 | 山口博康君 | 4番  | 池谷高明君 |
| 5番 | 大田博文君 | 6番  | 長田達義君 |
| 7番 | 山口力君  | 8番  | 山口勝也君 |
| 9番 | 杉本秀明君 | 10番 | 佐藤定三君 |

---

不応招議員（なし）

---

## 平成 26 年第 6 回道志村議会定例会

### 議 事 日 程 (第 1 号)

平成 26 年 9 月 9 日 (火曜日) 午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 5 議案第 34 号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第 35 号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第 36 号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第 37 号 平成 26 年度道志村一般会計補正予算 (第 3 回)
- 第 9 議案第 38 号 平成 26 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 10 議案第 39 号 平成 26 年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 11 議案第 40 号 平成 26 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 12 議案第 41 号 平成 26 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 13 認定第 1 号 平成 25 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 14 認定第 2 号 平成 25 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 15 認定第 3 号 平成 25 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 16 認定第 4 号 平成 25 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 17 認定第 5 号 平成 25 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 18 認定第 6 号 平成 25 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 19 認定第 7 号 平成 25 年度道志村介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 20 認定第 8 号 平成 25 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 21 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

第22 発議第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書

---

出席議員（9名）

|     |           |    |           |
|-----|-----------|----|-----------|
| 2番  | 水 越 茂 広 君 | 3番 | 山 口 博 康 君 |
| 4番  | 池 谷 高 明 君 | 5番 | 大 田 博 文 君 |
| 6番  | 長 田 達 義 君 | 7番 | 山 口 力 君   |
| 8番  | 山 口 勝 也 君 | 9番 | 杉 本 秀 明 君 |
| 10番 | 佐 藤 定 三 君 |    |           |

欠席議員（1名）

1番 出 羽 和 平 君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 村 長         | 長 田 富 也 君 | 教 育 長       | 佐 藤 光 男 君 |
| 総 務 課 長     | 大 房 保 夫 君 | 住 民 健 康 課 長 | 山 口 亮 君   |
| 産 業 振 興 課 長 | 山 口 晃 司 君 | 産 業 振 興 課   | 諏 訪 本 栄 君 |
| 会 計 管 理 者   | 山 口 幹 夫 君 |             |           |

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐 藤 太 清 君

---

## ◎開会の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第6回道志村議会定例会は成立しましたので、これより開会いたします。

（午前10時00分）

---

## ◎村長挨拶

○議長（山口博康君） ここで、長田村長から招集の挨拶をお願いします。

長田村長。

○村長（長田富也君） 平成26年第6回道志村議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに9月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙にもかかわらず皆様のご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

8月31日に実施しました道志村総合防災訓練におきましても議員全員のご参加をいただき、お礼申し上げます。

また、当日訓練にご参加いただきました各関係機関に対しても、この場をおかりしましてお礼を申し上げさせていただきます。

今年度は土砂災害警戒区域と特別警戒区域の指定が村内全域にあるため、危険箇所の把握、図上訓練として村内を5つのエリアに分けまして、消防団の指導のもとに地域担当職員、地域住民の方々によりまして、土砂災害ハザードマップをもとに、過去の台風などにおける被害箇所や危険箇所を図面上に書き込み、地域ならではの防災マップの作成に取り組みました。この住民主体の訓練により、地域住民同士による自助・共助の意識を高めていければと考えております。

国におきましては、平成27年度予算の概算要求は締め切り、現在では財務省におきまして取りまとめ作業が行われているものと思われます。

新聞などにおきまして、概算要求の総額について100兆円突破と報道がされています。さらに12月に判断する消費税の税率10%の引き上げが決まれば増税分の上乗せがされ、予算規模はさらに膨らむものと考えられます。この概算要求には、地方の創生のために省庁ごとに諸種の事業が盛り込まれていますので、いち早く的確な情報収集を行い、村民のための事業を取り組んでいきたいと考えています。

また、安倍晋三首相は、第2次政権初の内閣改造が今、今月3日に行われ、留任3人、新閣僚が12人であります。うち女性閣僚5人で、第2次安倍改造内閣が発足し、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げるとされております。

さらに、人口減少対策や地域活性化を取り込む地方創生を改造内閣の最重要課題に掲げられ、新たな地方創生担当大臣を置き、全閣僚メンバーとするまち・ひと・しごと創生本部を新設し、地方の雇用創出や子育て支援などの抜本対策を打ち出す司令塔と位置づけるとされております。今後の創生本部の政策展開に大きな期待をするところであります。

山梨県におきましては、人口減少対策について、より総合的かつ戦略的な対策を早急に講じていくため、知事を本部長として山梨県人口減少対策本部を設置し、全庁を挙げて取り組む体制を整えるとしております。

さらに、全国知事会議においては、少子化非常事態宣言及び次世代を担う人づくりに向けた少子化対策の抜本強化について、要請活動が行われています。

また、県における現行の福祉計画が最終年度となつたため、福祉施策の基本方針を示す新しい地域福祉支援計画の骨子案をまとめ、主な施策の方向性は、高齢者を地域で支え合うネットワークづくり、地域で高齢者や障害者らを支援するリーダーの育成、高齢者や認知症患者とその家族らの相談体制の充実、ひきこもりやニートの社会復帰の支援、災害時要援護者の把握と支援対策の推進とされています。新計画は住民参加、共助の考え方を基本とし、年度内にまとめられるとされておりますので、村の福祉関連事業に取り組んでいきたいと考えるところであります。

村としましても、少子高齢化は例外でなく、この対策が重要かつ喫緊の問題と考え、議会ともども各種の政策を詰めているところであります。

今後におきましては、さらに国のまち・ひと・しごと創生本部を設置しての人口減少対策、山梨県の人口減少対策戦略本部の設置による対策、この国・県による取り組みを傾聴しつつ、村ならではの対策を進めていきたいと考えるところであります。

さて、今期定期会にご提出いたします議案等の概要につきましては、平成25年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、国の子ども・子育て関係法令によるところの条例設定3件、平成26年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきましては、財産管理費における公用車管理費、電子計算機器におけるマイナンバー対応システムの改修費、農地費における鳥獣害防除施設復旧工事費が主な補正内容となっています。

平成26年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきましては、出生育児金

が主な補正内容となっています。

平成26年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）につきましては、医薬品、衛生材料費、医療用器械器具が主な補正内容となっています。

平成26年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、人件費が主な補正内容となっております。

平成26年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）につきましては、積立金、償還金が主な補正内容となっています。

決算認定につきましては、平成25年度道志村一般会計のほか7つの特別会計について、地方自治法第233条第3項の規定により決算認定に付するものであります。

以上、報告1件、条例制定3案件、補正予算5案件、認定8案件であります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎開議の宣告

○議長（山口博康君） これより本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） 本日の議事は、配付しております日程表のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（山口博康君） 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成26年4月、5月、6月及び7月分の例月出納検査についての報告が提出されております。その写しをお手元に配付しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（山口博康君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定により、第8番議員、山口勝也君及び第9番議員、杉本秀明君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（山口博康君）　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、委員長から協議結果の報告をお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君）　議会運営委員長。

[議会運営委員長　水越茂広君　登壇]

○議会運営委員長（水越茂広君）　議長から、去る9月3日、会期の件につきまして諮詢しました。議会運営委員会におきまして会議を開き、協議した結果、会期につきましては、本日から19日までの11日間の日程とすることにいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山口博康君）　ご苦労さまです。

お諮りいたします。

今期の定例会は、ただいま委員長の報告のとおり、本日から19日までの11日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から19日までの11日間と決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（山口博康君）　日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、通告制となっております。

通告は6件受理しております。順番に発言を許します。

---

### ◇　水　越　茂　広　君

○議長（山口博康君）　2番議員、水越茂広君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君）　2番議員、水越茂広君。

[2番　水越茂広君　登壇]

○2番（水越茂広君）　避難勧告等の迅速な伝達についてお伺いいたします。

広島市の大規模な土砂災害にて、深夜や未明に避難勧告や避難準備情報を発令する場合、

住民にどう周知を図るのかお聞きいたします。

現在、本村の主な伝達手段は防災無線や告知端末機だと言われますが、住民が寝ていたり雨音でかき消されたりして、住民に情報が確実に伝わらないおそれが指摘されています。

先日の新聞報道によりますと、山梨県防災危機管理課は市町村が一齊に情報を伝えるのは困難であり、住民同士が自宅を訪問して声をかけ合って、避難誘導に当たるのが最も確実だと指摘し、地域ごとに自主防災組織をつくるなど災害に備えた体制を強化する必要性を強調しております。

近年、気象状況の変化等により各地で集中豪雨が発生し、甚大な被害を及ぼしております。本村も地形が急峻で狭隘な土地に人家が点在しており、広島市のような災害が発生しやすい状況にあります。人間の力では土石流の自然の脅威には到底勝つことができませんが、早目に避難し準備しておくことが被害を最小限に食いとめる第一歩で、これは全ての災害に共通することでもあります。

また、住民の生命にかかわることでもあり、避難勧告等の迅速な伝達体制強化をどのように図るのかお聞きすると同時に、早急な取り組みを要望いたします。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 避難勧告などの迅速な伝達についてお答えいたします。

避難情報の発令につきましては、議員の言われるように住民の方々の生命、財産にかかわることでありますので、その時々の状況により判断し発令していますが、発令の時期などにおいて難しさがあります。

8月の広島市の土砂災害は過去最大級の人的被害となっていましたが、専門家の分析からは深夜未明での発生、避難勧告の時期、土砂災害が起きやすい地域への宅地開発、水路整備の不十分などの総合的な要因が挙げられています。

道志村における避難情報の発令基準につきましては、台風や大雨による河川の氾濫から避難するため、水位情報などに基づいて3段階の避難情報を発令し、危険を防止する必要がある場合は警戒区域を設定して、立ち入り制限、立入禁止、退去を命ずることがあります。避難勧告や指示は土砂災害警戒情報を基準に村内の水位、雨量や上流域の雨量、気象台や河川管理者の助言、現場の巡回報告、通報なども参考として発令の判断の基準としています。

人的被害が発生する可能性が高まった状況のときに、避難準備情報、人的被害の発生する

可能性が明らかに高まった状況のとき、避難勧告、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況や人的被害が発生した状況のとき、避難指示の3段階の発令基準となっておりますが、これ以外に自主避難を促すことも行っています。

この発令基準において避難情報を発令した異常気象は、平成23年度の台風12号及び15号において地区別に避難勧告、避難指示の発令、本年2月の豪雪による全地区への避難準備情報、1世帯への避難勧告の発令となっています。これらの発令時間は昼間、夜間の早い時間帯でありましたが、夜間においては役場職員及び消防団員が避難誘導をしています。

避難情報の伝達方法ですが、現時点では屋外に設置してあります防災行政無線での伝達、宅内に設置してあります告知端末機での伝達、携帯電話会社3社の緊急情報エリアメールなどのサービスの利用による伝達、都留市消防署道志出張所道志村消防団及び役場職員による発令地域への広報と避難誘導という情報伝達となっております。

しかし、発令の時間帯や諸条件によっては、的確に情報が伝わらない場合も考えられますので、地域住民による自助・共助の意識を高めていかなければという考えのもとに、議員の言われています自主防災組織の活動の効果が大きいと考えています。

村の自主防災組織は自治会ごとに活動していくますが、長又地区においては元消防団長や元消防署職員の声がけにより、地域の防災リーダーを選任し、新たな自主防災組織を発足し活動を始めました。村としてもこの活動に期待しているところであります、長又地域以外においても消防団員、役員経験者が多数おられますので、ご協力をいただく中で自主防災組織の強化を図っていきたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、山梨県富士東部建設事務所による管内の町村の防災土木担当者による降雨に対する警戒の強化に対する会議も行われますので、ほかの市町村の活動も参考にしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（山口博康君） 水越茂広議員、再質問はありませんか。

○2番（水越茂広君） ありません。

○議長（山口博康君） 水越茂広君の一般質問を終了いたします。

---

#### ◇ 佐 藤 定 三 君

○議長（山口博康君） 次に、10番議員、佐藤定三君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 10番議員、佐藤定三君。

〔10番 佐藤定三君 登壇〕

○10番（佐藤定三君） ことし2月の大雪により鳥獣害防止ネットの一部が倒壊、損傷しました。今後鳥獣による作物被害がふえると考えます。早期修繕が必要です。現在の状況と今後の対応についてお伺いいたします。

○議長（山口博康君） 佐藤定三議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口晃司君） それでは、鳥獣害防止ネットについてお答えを申し上げます。

鳥獣害防止ネットにつきましては、平成16年度から、中山間地域総合整備事業、県単土地改良事業等によりまして整備を進めてまいりました。

15地区総延長2万5,890メートルとなっております。そのうち議員の言われますとおり、本年2月の雪害によりまして14カ所696メートルが被災いたしました。破損があったことを確認しましたので、本年度中に補助事業を導入し、復旧したいと考えております。

なお、予算に関しましては、本定例会において予算案、補正予算案751万7,000円を計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（山口博康君） 佐藤定三議員、再質問はありませんか。

○10番（佐藤定三君） ありません。

○議長（山口博康君） それでは、佐藤定三議員の一般質問を終了いたします。

---

#### ◇ 長 田 達 義 君

○議長（山口博康君） 第6番議員、長田達義君の発言を許します。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 6番議員、長田達義君。

〔6番 長田達義君 登壇〕

○6番（長田達義君） 私は、間伐事業についてと森林施業実施計画について伺います。

道志村の民有林は7,468ヘクタールぐらいあります。そのうち杉を主とした人工林は3,856ヘクタールぐらいです。横浜造林公社公団等を含めても1,810ぐらいで、残りの2,000ヘクタールを整備しなければなりませんが、森林組合の森林環境税を使った事業では年間20ヘクタ

ールぐらいだと言っています。20年間事業を行っても400ヘクタールしかできません。道志村でも独自の森林整備を行ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、道志村の山林、横浜市の水源を守る森林整備を目指すので、財源を横浜市にお願いしたらと思いますが、いかがでしょうか。あわせてお尋ねをいたします。

次に、森林環境税を使った森林整備が進まないのは、財源よりも人的なものといわれています。林業者がいないと森林整備ができません。道志村森林施業計画に林業の後継者の育成、林業機械化等の推進があります。どのようにしてこれを推進するかをお尋ねいたします。

次に、森林施業実施計画について伺います。

6月の定例会で森林施業実施計画を立てるかどうかをお尋ねし、検討するという答えでした。産業振興課から答えがありましたが、その後、検討はどうなっているかをお尋ねいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 長田議員のご質問にお答えいたします。

森林の整備は水源の涵養、山地災害の防止、土壤の保全等の森林の持つ多面的機能を考えますと、村民生活の維持にも深くかかわる問題であると思っております。

現在、林業経営者が非常に厳しい状況下、村の森林の再生に向けて頑張っておられる林業関係者には、心から感謝申し上げたいと思います。

さて、村で独自に森林整備を行ったらどうかとのご質問ですが、民有林の整備については個人の財産であり、村が直接個人の財産を整備することは難しいと考えております。村が林業経営者に対し、路網の整備や環境税の導入に向け助成などを行うことが望ましい方法と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、横浜市に森林整備の財源をお願いしたらどうかとのご質問ですが、横浜市には水源基金創設や浄化槽事業など、これまでいろいろな形でご支援をいただいております。また、村の森林面積30%を占めます水源涵養林を同時に整備し、雇用の創出や地域復興にも貢献していただいております。

しかし、議員の言われますとおり、道志村の森林整備や自然環境保全は道志村だけの問題じゃなく、下流域であります横浜市の問題もあります。これに要する財源の確保に向け、ご

協力を求めることは必要だと思います。今後、横浜市に対しまして村の森林整備の現状と必要性について説明し、支援を求めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、後継者の育成、林業の機械化などの推進についてですが、高齢化の進展と低迷する林業経営の中、林業後継者の育成は非常に難しい問題です。地域の林業後継者が生業として希望の持てるものになるように、村としましては間伐、枝打ちなどの森林整備を推進し、商品開発やブランド化による財としての価値を高め、事業の拡大を図るための政策的支援が必要だと思います。

学校建設や村内の公共施設においても積極的に木材を活用し、その象徴としての取り組みをしていきたいと考えております。

また、機械化の推進につきましても、経営の安定化を図る上でも大切ですから、下刈り機、チェーンソー、集積機の取り扱い、講習会などを民間に委託して実施しておりますが、今後も定期的に開催していきたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口晃司君） 引き続きまして、ご質問にお答えをいたします。

まず、森林施業計画につきましてのご質問ですが、法律の変更に伴いまして、森林施業実施計画から森林経営計画に計画名が変更しておりますので、森林経営計画についてお答えをいたします。

森林経営計画につきましては、村が作成しております森林整備計画に適合したものを森林の所有者または森林経営者の受託者が作成する計画であることが、森林法の中に明記されています。民有林の整備につきましては、村長が申しましたとおり、個人の財産であることから村が直接施業主体になることはできません。このことから村が施業主体に対して森林経営計画を作成するための経費を助成し、森林整備の促進を図ることが望ましいと考えております。

平成26年度におきましても、民有林整備事業費として予算を計上しておりますので、実際に計画を作成しております森林整備計画を作成し、森林整備を進めております南都留森林組合への助成を考えております。

以上です。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再質問はありませんか。

[「はい」という声あり]

○議長（山口博康君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 先ほど個人の所有者にはできないと。国の予算でもできているときに道志村ができないということは、私はないと思います。国がただでやってくれる森林整備計画を、道志村でもこの残ったほうがやると、こういうことは決しておかしいとは思いません。国がだめというときには、それは全然問題ない。これは当然だと。国が今の森林環境税を使った森林整備は国としては負担金がゼロです。だからその辺ことが言ってもこれはできないということがないと。1つ研究をしていただきたい。

ちょっと、関連で2点ほど聞きますので、ひとつお願ひします。

先ほどの質問で人的なものと言いましたが、森林組合でも組んで道志、都留、西桂、秋山、これも四所を事務を行っています。その中で頑張っているというところでございます。

組合でも上司が考えていますので、人口問題、増加対策特別委員会政策部会で村長さんにお願ひをして、4万7,000円ほどの用件をお願いしたところでもございます。

労力が足りないということですので、私はその4万7,000円の財源を使って、ひとつ道志村がその林地の世帯運営とかあるいは商用とか、それも道志村が手助けをする、これをどうしてもやってもらいたい。いろいろあるかと思いますが、ひとつ何かの形で話し合いをするぐらいにしてこれを進めてもらいたい。そうすると事業量として格段の差が出てきます。我々がやることによって森林組合で押しつけても労力が足りないといっているんだから、それはできないです。その前提になる仕事の前段階を少し応援してもらう。これをひとつ村長そこをお願いします。

それで、道志村森林整備計画の中に国・県の補助事業の冊子の中に、国・県の補助事業をせっかくこれ使って、この森林整備計画をやるというようなことが書いてあります。

今、補助事業は何といっても、その森林環境税を使った事業しか森林整備にはお金がないと思います。ですから、今言ったようなことと比例して、それを強力に使えることによってこの道志村森林整備が早急にできるようになると思います。例えば20ヘクタールと言っているが、これこういうふうにすれば30ヘクタールになるかもしれません。そういうことで1ヘクタールでも整備ができる森林組合と話し合いをしながら、そういう体制をつくって、それで自由にすれば、仕事をする人も年間を通してその仕事ができると。今はその環境税を森林組合にやっても、まだその段階であって、これから11月から2月15日ぐらいが工期でやるようなことになる。すると2カ月、3カ月、あるいは雪が降ったら、2カ月程度の仕事しかで

きない。それでは20ヘクタールしようがないというようなことになりますので、ひとつその点を組合とうんと話し合って。1ヘクタールでもできるような事業にするようにしてもらいたいと思います。この点はどんなもんでしょう。2点お願いします。

○議長（山口博康君） 長田達義議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 2点と言われまして、2点のことについて、これは私の考えていることが正しいかどうかわかりませんが、答弁させてもらいます。

まず、森林整備のことはなかなか大変ですから、要は森林組合と相談してやつたらどうかという1つは質問ですけれども、それも悪くはないと思いますし、今までどういう形で森林組合とそういう話し合いを持って、そして山の整備をしてきたか、その辺のところを精査しながら、また新たに相談をさせてもらうと、1つはそんなお答えですけれども、もう一つは、人的、人がなかなか山を整備する人が少ないと、そのことについてですけれども、全くそのとおりだと思います。基本的には今の時代ですから、山を整備するには何をするにもお金の問題も絡むと思います。そういうわけで、なかなか今、木を切って出して、それがおわかりのようになかなかお金にならない時代ですから、なかなか人的なそういう関係の人が携わる者が少ないとという状況かなと思います。

先ほど言ったように、やはり村でも幾らか道志村の木はいい木だよ、そういうことを考えたり、そしてお金になる工夫を村でも少しでも考えて、そしてその中で働く人がふえてくれればいいかな、そういうふうに考えています。お答えはそんなお答えですけれども、よろしくお願いします。

○議長（山口博康君） 長田達義議員、再々質問はありませんか。

○6番（長田達義君） では、ちょっとだけ。

○議長（山口博康君） 長田達義議員。

○6番（長田達義君） 何しろ森林整備のことですから、どうしても村自体がやってもなかなかそんなことないんですけども、これは今、村長さんが言ったように、森林組合とよく話し合う。この間、産業課長と話し合いをいたしました。ああいうふうなことを数やればどこかに波が出てくると、私はそう思います。

今後とも、ひとつ道志村の森林整備、あるいはこの間源流で行ったあそこの村は田畠もない、全部山林と、そういうようなところへ行ってきましたが、それに勘案したい道志村でも

あります。ひとつ森林組合とよく話し合って、そして、そうすると絶対にいいところができるところが出てくると、私はそう信じているんで、ひとつよろしくお願ひします。

○議長（山口博康君） 答弁はよろしいですか。

○6番（長田達義君） はい、答弁はいいです。

○議長（山口博康君） それでは、長田達義議員の質問は以上で終わります。

---

### ◇ 池 谷 高 明 君

○議長（山口博康君） 次に、4番議員、池谷高明君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 4番議員、池谷高明君。

[4番 池谷高明君 登壇]

○4番（池谷高明君） 私は、2点ほどお尋ねをいたします。

村民との直接対話について。

昨年の12月の定例においてお尋ねをしました。多くの村民が望んでいることは、村長は答弁の中で、直接対話の必要性、意見を聞き、政策に取り入れていくことが大変大事なことと認識していることは承知しています。

また、再質問の中で、3月の定例会の後、行っていくと答弁されました。村民との直接対話について、いつ、どのように進めていく考えがあるのか、明確にお聞かせください。

次に、斎場の必要性について。

3月の定例会において、斎場の必要性についてお尋ねをしました。その際、村長の答弁された中におきましては、村民のニーズ調査やその必要性について検証していきたいと答弁されました。

そこで、お尋ねします。検証はされたのでしょうか。これからだとするなら、どのようにされていくのかお聞かせください。

以上です。

○議長（山口博康君） 池谷高明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 村民との直接対話についてお答えいたします。

村民の方々との対話の場につきましては、昨年の12月議会定例会における池谷議員の質問

にありましたように、私も住民の皆様のご意見を拝聴することは村政を運営する上で必要不可欠であり、対話によりいただきましたご意見、ご提言などを政策に反映していかなければいいとの考えのもとに、年間計画の中で実施したものであります。そこで、質問にあります、いつ、どこで、どのように進めていくかであります。以前行われましたいきいきふれあいトークを参考にしまして、実施時期と開催内容につきましては、検討してきました。時期は10月下旬から12月14日までの間に日程調整する、時間は午後7時半から9時ごろまでの時間帯にて行う、会場は以前の出席状況を勘案して、地区割りを行う、以上により日程調整でありますので、議会議員の皆様にもご出席をいただきまして、住民の皆様のご意見を拝聴したいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、斎場の必要性についてでございます。

道志村の死亡届件数は平成22年度から平成25年度までの4年間で69件あり、この平均は年17件になります。また、平成22年度から全ての届け出が村外での火葬届になっており、埋葬届はゼロ件であります。

このような状況の中で、斎場の必要については今後も十分に検討していくべき事項とは考えておりますが、道志村総合計画村民アンケート調査においても、斎場整備の要望はありませんでした。このようなことから、村民のニーズ調査やこの必要性についての検証は行っておりません。

まずは、私の最重要政策であります小学校、中学校の建設と、私の掲げております福祉村構想の政策実現に向けて全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山口博康君） 池谷高明議員、再質問はありませんか。

[「はい」という声あり]

○議長（山口博康君） 池谷高明議員。

○4番（池谷高明君） どうもありがとうございました。

村長が今おっしゃった中には、この必要性ということを十分認識していると、そんなふうに伝わってきました。

また、そうした中ですが、一例としましても、都留のほうでも市長が就任されて間もなく市民とのふれあい集会というのを行っている、そういうところも聞いています。

また、そうした中で、村長が公約されたことが数々あるわけであります、いま一つというか、村民に伝わってこないというような声も聞かれています。ぜひとも早い段階にてお示

しをいただければと思うわけであります。

そしてまた、斎場に対してですが、調査等がどういう形でされたにせよ、やはり直接対話を通じまして、直接聞いてみることが必要じゃないかと思うわけであります。そういうことが文書になるのはなかなか出せなかつたことも、直接会ってまた話もできる、またこういったことは、こちらから当局側から問いかけることも必要ではないでしょうか。来るか来ないかをするんじやなくて、問いかけて、こういったものの必要性があるかな、そういうことも絶対必要じゃないかと、そんなふうに思うわけです。

そしてまた、死亡された方の数を聞きましたら、3月から今現在ですかね、約20名ほどの方がもう既に亡くなっています。一刻も早い検討というものが必要じゃないかと思いますが、いま一度お伺いをしたいと思います。

○議長（山口博康君） 池谷高明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 村民との対話の件ですけれども、この10月下旬のほうから始めさせてもらおうかなと思って、計画はしております。その中で当然いろいろな話し合いの中で、やはり将来必要になると村民の皆さんが必要だというような意見が多ければ、また考えなければならないと思いますけれども、そういうわけで、各地区の議員たちにできたらご一緒に回ってもらって、いろいろな意見を聞いていきたいなど、このように思っております。

幾らかそういうわけで、政策的に滞っていることがあるかとは思いませんが、まだ私も就任して1年1カ月、2カ月、そのぐらいですから、なかなか自分の政策も努力はしておりますけれども、役場として努力はしておりますけれども、なかなかまだ日が浅いため、時間が少ないためになかなか進まないのが現状です。計画はきちんとして進めておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山口博康君） 池谷高明議員、再々質問はありませんか。

[「はい」という声あり]

○議長（山口博康君） 池谷高明議員。

○4番（池谷高明君） ぜひとも計画されたとおりに、また早い段階で進めていただければと、このように思うわけであります。

大変前向きなご答弁だと思います。

ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わります。

○議長（山口博康君） 以上で、池谷高明議員の質問を終わります。

---

### ◇ 山 口 力 君

○議長（山口博康君） 次に、7番議員、山口力君の発言を許します。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 7番議員、山口力君。

[7番 山口 力君 登壇]

○7番（山口 力君） 私からは、仮称神地スポーツ広場について村長に伺います。

横浜市道志青少年野外活動センターのうち、神地にある施設、私たちは神地スポーツ広場と呼んでおりましたけれども、その施設は平成25年3月31日をもって道志村に移譲されました。現在全然使われていないと思いますけれども、今後どのように活用していくのか伺います。

以上です。

○議長（山口博康君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 山口力議員の神地スポーツ広場についてのご質問についてお答えいたします。

横浜市から、平成25年3月に道志村に移譲された神地スポーツ広場を今後どのように活用していくかのご質問ですけれども、次のように考えております。

私が村民の皆さんにお示ししている福祉村構想の実現の第一歩は、高齢者の皆様が介護を必要となっても安心して道志村の中で生活をしていただける施設として地域密着型介護老人福祉施設を整備したいと考えております。この福祉施設を整備するためには、現在計画中の第6期の介護保険事業計画に行き着けることが大前提となります。そのため、高齢者の保健福祉と介護保険事業の指針となる高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定し、県との協議を進めていきます。この計画は、平成27年度から29年度までの3カ年計画であり、この3カ年に道志村が取り組んでいく方針と施策を計画に盛り込むものであります。そのため、特に保険介護が必要となる65歳以上の住民の皆様のご意見やご要望を幅広くお聞きし、計画に反映させていくための住民ニーズ調査を8月に実施し、今その集計作業を行っている

ところでございます。今後はこの計画を踏まえて、幅広い住民の皆様を対象にした事業説明会を実施し、計画を前進させていきたいと考えております。そのときは整備する場所も大事だと考えております。現在、神地地区のスポーツ広場を整備予定地として最優先に考えておりますので、今後議員各位にもご相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（山口博康君） 山口力議員、再質問はありませんか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 私、前にちょっとこの施設について聞いたときは、何か横浜市から移譲されたときは市の条件があって、両市長で話し合ったということを聞いたんですけども、その辺はどう認識しているかということと、今、福祉村構想と言われたんですけども、それは村としてつくる予定なのかということと、望みとしては27年から29年ということですけれども、現実にはいつごろできるか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（山口博康君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 1つ目の質問ですけれども、横浜市との関係のスポーツ広場ですけれども、あそこを使わせてもらうときには、そういうわけで、まず横浜市と相談をして、そしてこういう方向でどうですかと伺いを立てたいなと考えております。

そしてもう一つ、いつごろかですけれども、県で考えているのは27年から3ヵ年計画をつくると言っています。その中へ入れてもらえば、27年からこの施設へ取りかかりたいなどいうふうに考えています。

村でできるかどうかという話ですけれども、村では考えていないで、どこもそうやっているように、例えば近隣の都留なんかでも、やはり施設に手を挙げていただいて、そしてそれを村のほうで話し合って、そしてできれば決めたいなと、こういうふうに考えています。だから、村で経営するということは今のところ考えていないです。

以上です。

○議長（山口博康君） 山口力議員、再々質問はありませんか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 山口力議員。

○7番（山口 力君） 今、村に福祉センターがあるんですけれども、そことの兼ね合いなんかはどういうふうに考えているか伺います。

○議長（山口博康君） 山口力議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい」という声あり]

○議長（山口博康君） 村長。

○村長（長田富也君） 考えているのは地域密着型の特別養護老人ホームですから、今の福祉センターとは受け入れ内容が多分違うと思います。おわかりのように福祉センターは泊まる施設じやなくて、日帰りの施設だと思います。新しく考えているのはそういうわけで、どこにもありますように特別養護老人ホームですから、長い間そこにいられるという施設ですから、違いはそういうところかなと思います。

以上です。

○議長（山口博康君） 再々質問が終わりましたので、山口力君の質問を終了いたします。

---

#### ◇ 杉 本 秀 明 君

○議長（山口博康君） 次に、9番議員、杉本秀明君の発言を許します。

[「はい」という声あり]

○議長（山口博康君） 9番議員、杉本秀明君。

[9番 杉本秀明君 登壇]

○9番（杉本秀明君） 1点、お聞きいたします。

最近、集中的な豪雨が頻繁に発生し、各地に大きな被害をもたらしています。1日の雨量が1ヶ月の雨量合計以上降り、とんでもない災害を引き起こし、多くの人命を奪っています。8月20日未明に発生した広島市の土砂災害は、ニュースを見ても目を覆いたくなるほどの災害です。これは決して遠くの声ではないと思っています。

本村も急傾斜地などといわれるところが数多くあります。そんな危険箇所の事前災害防止策の状況と、災害が起きたときの他市町村との連携協定などがあるのかお聞きします。

以上です。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員の質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口晃司君） それでは、災害防止策についてお答えをいたします。

議員が言われますとおり、本村では村の防災計画の中に土石流危険流域42カ所、急傾斜地崩壊危険箇所32カ所、山腹崩壊危険区域7区域が、災害の起こり得る可能性の高い危険箇所として位置づけられております。

既にこれらの箇所には何らかの土砂防止施設等が設置されております。しかしながら、広島での想定外の集中豪雨など全ての自然災害に対応できるかどうかといえば、いえない状況にございます。この対策としまして、毎年度土砂災害防止月間であります6月に、山梨県富士東部建設事務所、富士東部林務事務所、富士東部農務事務所とともに、危険箇所の調査、点検を実施しております、その際、新たな危険箇所として確認できた箇所について県への要望等を行っております。

本年度実施しております県営の防災関係の工事としましては、中神地地区土砂崩落防止施設、掛水沢流路工整備工事、長又道路災害防除工事、野竹沢堰堤工事、釜之前土砂防止堰堤工事、柄の沢防災堰堤工事等がございます。

また、来年度以降におきましても、平久住沢土砂防止堰堤工事、境沢流路工、道坂沢の堰堤工事等が実施予定となっております。

逐次緊急性の高いものから県への要望活動を通じ、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） 続きまして、災害時相互応援協定につきまして、お答えいたします。

道志村独自の協定関係における自治体間の相互応援協定につきましては、相模原市と道志村と消防相互応援協定、都留市、上野原市、道志村消防団消防応援協定、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定によります。構成市町村につきましては、静岡県、神奈川県、山梨県の13市、20町、4村となっております。

その他団体等につきましては、災害時における被災家屋状況調査に関する協定書、協定先は土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士協会となっています。

災害時における応急対策業務に関する応援協定、協定先は道志村建設業協会となっています。

さらに、災害時における災害応急業務に関する協定としまして、水道機工株式会社東京支

店と協定を結んでおります。

そのほかに都留市消防本部の協定関係による道志村に関連する主な協定につきましては、山梨県道志消防相互応援協定、都留市消防本部管内に適用される各種の協定となっています。

なお、災害発生時に迅速な対応をするため、専門的な技術、知識、資機材などを有している自治体や村内外の民間業者と協定を締結する必要性がありますので、今後、各方面と協議し、進めていきたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員、再質問はありませんか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員。

○9番（杉本秀明君） 災害に対して、農地に関して事前防止費用があるわけですけれども、本年度のどのぐらいの計画の中で何%ぐらいの事業の成果が出ているかお聞きします。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員の再質問に対し、村当局の答弁を求めます。

[「はい」という声あり]

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口晃司君） 本年度実施予定になっております事業につきましては、先ほど申し上げたとおり幾つかの事業がございまして、特に本年度につきましては、防災・減災事業ということで中神地地区については5施設、これを実施中でございます。当事業につきましては、本年度から事業を実施しております。昨年度は計画で境沢の流路工でありますとか土砂防に関しましては、そういったものを幾つか計画中でございまして、その中で、本年ここで初めて中神地地区の土砂防をやる計画になっております。

あと、県で実施しております県営事業につきましては、県の予算の中で県が実施しております。そんな中で村としましては、土地交渉でありますとか住民説明会でありますとか、そんな形で事業の実施にかかわっている状況にございます。

進捗状況何%ということは具体的には申し上げられない状況ではございますが、確実に要望したものについては県も整備を進めていただいておりますし、村としましても、予定のものは計画どおり進んでいるという状況にございます。

以上です。

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員、再々質問はありませんか。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 杉本秀明議員。

○9番（杉本秀明君） ありがとうございます。

先ほど防災協定を結んでいる中に横浜市はなかったですか。お聞きします。

○議長（山口博康君） 答弁をお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） 横浜市とは他の協定はありますけれども、災害の協定につきまし

ては、現在まだ進んでおりません。今後進めていく必要性はあるかと思っております。

以上です。

○議長（山口博康君） 以上で、杉本秀明議員の質問を終了いたします。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

（午前11時12分）

# 平成 26 年第 6 回道志村議会定例会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 26 年 9 月 19 日 (金曜日) 午前 11 時 07 分開議

- 第 1 報告第 4 号 平成 25 年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 2 議案第 34 号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 3 議案第 35 号 道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 4 議案第 36 号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 5 議案第 37 号 平成 26 年度道志村一般会計補正予算 (第 3 回)
- 第 6 議案第 38 号 平成 26 年度道志村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 7 議案第 39 号 平成 26 年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 8 議案第 40 号 平成 26 年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 9 議案第 41 号 平成 26 年度道志村介護保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 第 10 認定第 1 号 平成 25 年度道志村一般会計決算の認定について
- 第 11 認定第 2 号 平成 25 年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第 12 認定第 3 号 平成 25 年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定について
- 第 13 認定第 4 号 平成 25 年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定について
- 第 14 認定第 5 号 平成 25 年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定について
- 第 15 認定第 6 号 平成 25 年度道志村介護保険特別会計決算の認定について
- 第 16 認定第 7 号 平成 25 年度道志村介護サービス事業特別会計決算の認定について
- 第 17 認定第 8 号 平成 25 年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第 18 請願第 1 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 第 19 発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書
- 第 20 請願第 2 号 手話言語法 (仮称) の早期制定を求める請願

第21 発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書

第22 閉会中の継続調査について

---

出席議員（10名）

|    |       |     |       |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 出羽和平君 | 2番  | 水越茂広君 |
| 3番 | 山口博康君 | 4番  | 池谷高明君 |
| 5番 | 大田博文君 | 6番  | 長田達義君 |
| 7番 | 山口力君  | 8番  | 山口勝也君 |
| 9番 | 杉本秀明君 | 10番 | 佐藤定三君 |

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長     | 長田富也君 | 教育長    | 佐藤光男君 |
| 総務課長   | 大房保夫君 | 住民健康課長 | 山口亮君  |
| 産業振興課長 | 山口晃司君 | 産業振興課  | 諏訪本栄君 |
| 会計管理者  | 山口幹夫君 |        |       |

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局次長 佐藤太清君

## ◎開議の宣告

○議長（山口博康君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成26年第6回道志村議会定例会第2日目は成立しましたので、これより会議を開きます。

（午前11時07分）

---

## ◎議事日程の報告

○議長（山口博康君） これより本日の議事は、配付しております日程表第2日目のとおりであります。

---

## ◎報告第4号の報告

○議長（山口博康君） 日程第1、報告第4号 平成25年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び法律第22条第2項の規定により、村長から報告がありました。

村当局より報告の内容説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、報告第4号 平成25年度決算に基づく道志村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成25年度道志村一般会計並びに特別会計及び企業会計の決算に伴う健全化判断比率について、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を算定し、監査委員の審査に付し、その意見書をつけまして、本議会に報告するものであります。

それでは、平成25年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率について報告いたします。

実質赤字比率については、平成25年度一般会計が黒字決算ですので算定されません。連結実質赤字比率については、平成25年度全会計黒字決算ですので、同じく算定されません。

実質公債費比率については、公債費による財政負担の度合いを示す指標になりますが、平成25年度決算では5.5%となりまして、早期健全化基準の25%を下回っています。

将来負担比率については、平成25年度決算時で将来負担額が標準財政規模を下回っている

ため、算定されません。

資金不足比率については、公営企業会計の決算になります簡易水道事業、浄化槽事業の2つの特別会計において平成25年度黒字決算ですので、算定されません。

いずれの指標におきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を大きく下回る数値でありまして、意見書においても健全な運営とのご意見をいただきました。今後とも、さらなる財政健全化に向けて努めていきたいと考えています。

報告は以上でございます。

○議長（山口博康君） これで報告は終わります。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第2、議案第34号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第34号 道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

国において幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用の拡大と質の向上を推進し、子供たちを取り巻くさまざまな課題を解決していくため、平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立いたしました。この法律は平成27年4月から施行されます。国が目指しているこの新制度によって、次のような取り組みを進めていくことになります。

1つ目に、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ認定こども園の普及促進。

2つ目に、保育の場をふやし、待機児童を減少させ、子育てしやすい環境の整備。

3つ目に、幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡大と質の向上。

4つ目に、子供が減ってきている地域の特性に合った子育て支援。

以上の4項目を重点的に進めていくこととしています。

新制度では、国の基準を踏まえて、子ども・子育て支援の運営について新たな条例で基準を定めることと規定されています。そのため、新制度の施行が平成27年度からとなることから、平成26年度中に条例を制定する必要があります。

以上のことから、この条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が、良質かつ適切な内容及び水準の教育、また保育の提供を行うことにより、全ての子供が健やかに成長するために適切な環境が等しく提供されることを目指し、子供の思想及び人格を尊重し、常に子供の立場に立って、教育または保育を提供するように努めることを目的としております。

条例の構成につきましては、第1章の総則として、第1条の趣旨から第2条の定義、第3条の一般原則となっております。第2章の特定教育・保育施設の運営に関する基準では、第1節第4条にも利用定員に関する基準、第2節第5条から第34条の運営に関する基準、第3節第35条から第36条の特定施設型給付費に関する基準となっております。

第3章の特定地域型保育事業の運営に関する基準では、第1節第37条の利用定員の基準に関する基準、第2節第38条から第50条の運営に関する基準、第3節第51条から第52条の特定地域型給付費に関する基準となっております。

なお、附則におきまして、条例の施行期日、特定保育所に関する特例及び経過措置について定めております。

以上が道志村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の内容になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり決しました。

---

## ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君）　日程第3、議案第35号　道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君）　住民健康課長。

○住民健康課長（山口亮君）　議案第35号　道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

この条例に定める基準は、改正児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき、乳幼児が明るく衛生的な環境において、素養があり適切な訓練を受けた職員から保育の提供を受けることにより、心身ともに健やかに育成されることが保障されることを目的としております。

なお、家庭的保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業であります。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業で、定員5名以下の家庭的保育事業、定員6名から19名までの小規模保育事業、家庭において1対1を基本とする保育、居宅訪問型保育事業、企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施する事業所内保育事業の4類型がございます。

条例の構成につきましては、第1章の総則では、第1条の趣旨から第21条の苦情への対応となっております。第2章の家庭的保育事業では、第22条の設備の基準から第26条の保護者への連絡となっております。第3章におきましては、小規模保育事業で、第1節第27条の小規模保育事業の区分、第2節第28条から第30条の小規模保育事業A型、第3節第31条から第32条の小規模保育事業B型、第4節第33条から第36条の小規模保育事業C型の基準等になっております。第4章の居宅訪問型保育事業では、第37条の居宅訪問型保育事業から第41条の準用となっております。第5章におきましては、事業所内保育事業として、第42条の利用定員の設定から第48条の準用となっております。

なお、附則におきまして、条例の施行期日及び経過措置について定めております。

以上が道志村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容となります。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君）　本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 日程第4、議案第36号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第36号 道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明いたします。

この条例で定める基準は、子ども・子育て支援法に基づき、道志村の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図ることを目的としております。

条例の構成につきましては、第1条の趣旨から第21条の事故発生時の対応となっております。

内容につきましては、第1条につきましては趣旨として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準を定めております。第2条では最低基準の目的について、第3条では最低基準の向上、第4条では最低基準と放課後児童健全育成事業者、第5条では放課後児童健

全育成事業の一般原則、第6条では放課後児童健全育成事業者と非常災害対策、第7条では放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件、第8条では放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技術の向上等、第9条では設備の基準、第10条では職員、第11条では利用者を平等に取り扱う原則、第12条では虐待等の禁止、第13条では衛生管理等、第14条では運営規程、第15条では放課後児童健全育成事業者が備える帳簿、第16条では秘密保持等、第17条では苦情への対応、第18条では開所時間及び日数、第19条では保護者との連絡、第20条では関係機関との連携、第21条では事故発生時の対応となっております。

なお、附則におきまして条例の施行期日及び経過措置について定めております。

以上が道志村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容となります。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第37号から議案第41号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第5、議案第37号から日程第9、議案第41号までの5案件は一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、議案第37号 平成26年度道志村一般会計補正予算（第3回）につきまして、ご説明いたします。

補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,039万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,893万1,000円とするものです。

補正の主な内容についてご説明をいたします。

歳入につきましては、1款村税は各税目の調定額の確定による467万円の増額、13款国庫支出金の472万9,000円の増額、18款繰越金の1,115万3,000円の増額が主な内容となります。

歳出につきましては、第2款におきまして、総務費のマイナンバー対応システムへの改修費用等の449万3,000円の増額、第4款衛生費の診療所特別会計の操出金及び予防接種費の254万2,000円の増額、第6款におきまして、農林水産業費の雪害による鳥獣害防除施設復旧工事等の1,281万5,000円の増額が主な内容であります。

また、4月の人事異動によります人件費につきましては、今回の補正予算において科目更正をさせていただいております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山口博康君） 引き続き、担当課長の説明を順次お願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第38号 平成26年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,176万7,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、出産育児一時金等、繰入金といたしまして28万円、繰越金14万6,000円、諸収入2万円となります。

歳出につきましては、保険給付費として出産育児一時金42万円、後期高齢者支援金7,000円の減額、介護給付金1万7,000円の減額、償還金及び還付加算金といたしまして5万円となります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議

をよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第39号 平成26年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,659万9,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金181万1,000円となります。

歳出につきましては、医科施設管理費といたしまして31万6,000円、医科医薬品衛生材料費99万6,000円、歯科医療用機械器具費49万9,000となります。

なお、詳細につきましては歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口晃司君） 議案第40号 平成26年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明をいたします。

平成26年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,396万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、歳入において一般会計繰入金7万7,000円を減額し、歳出において1款1項1目総務費において、4月の人事異動に伴います職員人件費7万7,000円を減額するものであります。

ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 議案第41号 平成26年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,915万6,000円とする補正予算であります。

主な補正内容につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、地域支援事業支援交付金5万7,000円、繰越金650万3,000円となりま

す。

歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金186万8,000円、償還金469万4,000円となります。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりです。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（山口博康君） 以上5案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、5案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号から議案第41号までの5案件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

5案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号 平成26年度道志村一般会計補正予算（第3回）、議案第38号 平成26年度道志村国民健康保険特別会計補正予算（第1回）、議案第39号 平成26年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1回）、議案第40号 平成26年度道志村浄化槽事業特別会計補正予算（第1回）、議案第41号 平成26年度道志村介護保険特別会計補正予算（第1回）、以上5案件は原案のとおり決しました。

---

#### ◎認定第1号から認定第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第10、認定第1号から日程第17、認定第8号までの8案件は、一括議題といたします。

村当局より提案理由の説明を求めます。

担当課長、順次説明をお願いいたします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 総務課長。

○総務課長（大房保夫君） それでは、認定第1号 平成25年度道志村一般会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は地方自治法第233条の規定に基づき、平成25年度道志村一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

一般会計の決算につきましては、歳入総額19億6,701万9,192円、前年度決算比10.3%の減であります。歳出総額は18億7,658万3,565円、前年度決算比9.8%の減であります。差引額は9,043万5,627円となり、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支においては7,168万7,627円の黒字決算となったところであります。

歳入における自主財源比率は27.6%、依存財源比率が72.4%と、依然としてこの依存体質は続いておりますが、より有利な財源確保に努めるとともに、限られた財源の中で、最少の予算にて最大限の効果が得られるよう配慮しつつ、各課において村づくりに取り組みました。

歳出における目的別歳出状況から、対前年度比で議会費13.3%減、総務費0.0%、民生費0.9%増、衛生費11.2%増、農林水産業費7.5%減、商工費47.8%減、土木費15.7%減、消防費23.9%減、教育費10.3%減、災害復旧費64.5%減、公債費17.4%減、諸支出金35.1%の増となっていまして、全体で9.8%の減少となっています。

大きく増加した科目につきましては、衛生費は国民健康保険特別会計の操出金の増となります。諸支出金は、公共施設整備のための積立金となります。また、大きく減少した科目につきましては、商工費におきまして緊急雇用創出事業や、県単独事業の減少によるものです。土木費は、村道久保秋山線の改良が完了したものです。消防費につきましては、職員の退職金の負担金の減少によるものです。教育費は、学校管理道路工事及び給食センター改修工事の完了によるものです。災害復旧におきましては、前年度に比べ被災箇所が少なかったこととなっております。

このような予算配分において、道志村総合計画の示す政策に重点を置いた各種の事業を取り組みまして、主な事業につきましては、美しい環境の村づくりとしまして、一般廃棄物処理、不法投棄の撤去、エコライフ促進事業などとなっております。

安全な村づくりとしまして、交通安全啓発活動や道路交通環境整備の交通安全対策、広域上部消防事業事務委託事業及び消防団による地域防災力の充実、強化対策、防災用備蓄品の更新、防火水槽等の消防整備の確保、資機材の整備となっております。

新たな産業基盤のある村づくりとしまして、地域おこし協力隊事業の活用、結婚対策と定住人口の増加及び少子化対策事業、耕作放棄地の発生防止等の中山間地域直接交付金事業、農道や鳥獣害防止策の施設及び基盤整備事業、林業再生、林業復活のための間伐促進、活用策、林業基盤整備事業となっております。

交流基盤の整った村づくりとしまして、住民の生活、交通路線である定期バスを確保する公共交通対策事業、告知システムを活用しての情報発信とにっこりコール事業、地域住民の交流基盤の強化策としての林道改良事業、ぬくもりある安心な村づくりとしまして、結婚祝い金及び出産育児祝い金事業、福祉活動職員設置事業として社会福祉協議会への補助金交付、生活習慣病予防策としてのウォーキング推進事業、村民同士の相互応援の暮らしのささえあい・どうし事業、介護慰労金支給事業、子ども・子育て支援策の放課後保育事業、予防接種事業及びいきいき健康村どうし健診事業、児童生徒の登下校時の安心・安全のためのスクールバス委託事業、豊かな心と文化を育てる村づくりとしまして、小中学校に1名ずつ配置の村負担教員設置事業、小中学校での語学指導のプログラム推進事業、高等学校就学に対する助成事業、自立と協働の村づくりとしまして、スポーツ少年団等のふるさとづくり団体助成事業などとなっております。

また、これらさまざまな事業の実施に当たりましては、財政負担を極力軽減した事業の実施を行っています。

なお、詳細につきましては、平成25年度決算書及び決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第2号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は2億7,512万6,431円、歳出総額は2億7,497万9,083円、差し引き残額は14万7,348円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費といたしまして1,346万2,819円、保険給付費1億4,828万6,104円、後期高齢者支援金3,236万3,846円、介護給付金1,703万8,058円、共同事業拠出金3573万3292円、保健事業費181万781円、繰出金等の諸支出金2,625万479円であります。

なお、詳細につきましては、平成25年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料の

とおりでございます。

続きまして、認定第3号 平成25年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億2,026万6,491円、歳出総額は1億2,026万6,491円、差し引きゼロ円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費6,069万1,713円、医療費3,839万1,626円、施設整備費1,273万5,450円、公債費844万7,702円であります。

なお、詳細につきましては、平成25年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

ご審議をいただきまして、認定につきましてよろしくお願い申し上げます。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山口晃司君） 認定第4号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定についてご説明をいたします。

道志村簡易水道事業特別会計につきましては、平成25年度におきまして、歳入9,093万4,000円、歳出9,073万8,000円となっております。

主な歳出内容でございますが、光熱水費450万6,000円、委託料507万2,000円、単独事業費396万9,000円、補助事業1,257万9,000円となっております。

歳出総額につきましては9,073万8,000円です。詳細につきましては平成25年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書を参考にしていただきたいと思います。

続きまして、認定第5号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計決算認定についてご説明をいたします。

平成25年度道志村浄化槽事業特別会計歳入歳出決算状況につきましては、歳入1億99万1,000円、歳出におきましては9,737万1,193円となっております。

歳出の主な内容でございますが、営業費としまして3,997万7,424円、建設費としまして4,082万6,100円、公債費1,656万7,999円となっております。

詳細につきましては、平成25年度浄化槽事業特別会計歳入歳出決算書を参考にしていただきたいと思います。

以上です。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 住民健康課長。

○住民健康課長（山口 亮君） 認定第6号 平成25年度道志村介護保険特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は1億9,634万710円、歳出総額は1億8,903万7,436円、差し引き残額は730万7,374円となります。

主な歳出内容といたしましては、総務費438万878円、保険給付費1億7,169万2,768円、地域支援事業費838万3,933円、基金積立金385万8,839円、償還金の諸支出金72万1,018円であります。

なお、詳細につきましては、平成25年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

続きまして、認定第7号 平成25年度道志村介護保険サービス事業特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は129万6,540円、歳出総額は129万6,540円、差し引き残額はゼロ円であります。

主な歳出内容といたしましては、総務費の施設管理費129万6,540円であります。

なお、詳細につきましては、平成25年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果資料のとおりでございます。

続きまして、認定第8号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明いたします。

歳入総額は4,177万5,730円、歳出総額は4,177万5,730円、差し引き残額はゼロ円であります。

主な歳出内容といたしましては、総務費といたしまして127万9,110円、後期高齢者医療負担金といたしまして3,990万9,656円、保健事業費といたしまして57万8,664円であります。

なお、詳細につきましては、平成25年度決算書並びに決算状況及び主要施策の成果の資料のとおりでございます。

ご審議をいただきまして、認定につきましてよろしくお願い申し上げます。

○議長（山口博康君） 以上8案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、8案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号から認定第8号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成25年度道志村一般会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第2号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号 平成25年度道志村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第3号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号 平成25年度道志村国民健康保険診療所特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第4号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号 平成25年度道志村簡易水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

お諮りいたします。

認定第5号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって認定第5号 平成25年度道志村浄化槽事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第6号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第6号 平成25年度道志村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

お諮りいたします。

認定第7号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第7号 平成25年度道志村介護サービス事業特別会計決算の認定については、原案のとおり認定しました。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第18、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願について議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

それでは、紹介議員であります大田議員より趣旨の説明をお願いいたします。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君）　日程第18、請願第1号　30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願。請願の要旨について説明いたします。

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について。

請願人は、南都留地区PTA協議会、会長、渡邊徹さん、南都留地区公立小中学校長会、会長、小笠原幸夫さん、南都留地区公立小中学校教頭会、会長、渡辺幸之助さん、山梨県教職員組合南都留支部、執行委員長、佐藤尚武さん。

請願事項は、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はO E C D諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

請願理由は、お手元の請願書の写しをごらんください。

請願書の提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣です。

以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君）　お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君）　以上で請願の趣旨説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願ひします。

本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君）　質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、請願第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案件を採決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山口博康君） 起立多数であります。

よって、請願第1号は採決することに決定いたしました。

---

### ◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第19、発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について議題といたします。

提出者、大田博文議員からの提案理由を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 大田博文君。

〔5番 大田博文君 登壇〕

○5番（大田博文君） 発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書。

2014年度の政府予算が成立しました。2011年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実

施する少人数学級は高く評価されています。

本県でも、「個性を生かし、生きる力をはぐくむ『やまなし』人づくり」を県政教育の基本に据え、はぐくみプランの拡大など学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいている。今年度は「はぐくみプラン」が公立小中学校全学年において導入され、より行き届いた教育を行うことができています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（30カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においては、是非とも、以下の事項を実施するよう要望します。

記。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

1、義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

道志村議会

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第20、請願第2号 手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願について議題といたします。

お諮りします。

請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号について、委員会の付託を省略することを決定いたしました。

それでは、紹介議員であります池谷議員より趣旨の説明をお願いします。

[「はい議長」という声あり]

○議長（山口博康君） 池谷高明君。

[4番 池谷高明君 登壇]

○4番（池谷高明君） 請願の要旨について説明いたします。

手話言語法（仮称）の早期制定を求める請願書について。

請願人は、一般社会法人山梨県聴覚障害者協会会長、小椋武夫さん。

請願の要旨。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

請願理由はお手元の請願書の写しをごらんください。

請願書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣です。

以上で、請願の趣旨の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案件を採決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山口博康君） 起立多数であります。

よって、請願第2号は採決することに決定いたしました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山口博康君） 次に、日程第21、発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書について議題といたします。

提出者、池谷高明議員から提案理由を求めます。

〔「はい議長」という声あり〕

○議長（山口博康君） 池谷高明君。

〔4番 池谷高明君 登壇〕

○4番（池谷高明君） 発議第3号 手話言語法（仮称）の制定を求める意見書。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、

大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記され、国は、本年1月20日に障害者権利条約を批准したところである。平成23年8月には、障害者基本法が改正され、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報のバリアフリー化施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには、手話を言語として普及、研究することができる環境整備に向けた法整備の実現が必要である。

よって、国においては、こうした環境整備に向け、「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月19日。

山梨県道志村議会。

議長、山口博康。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣殿。

○議長（山口博康君） 本案件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 質疑なしと認めます。

次に、本案件について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり決しました。

先ほど認定の件で漏れてしましましたので、ここで日程第17、認定第8号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてお諮りいたします。

認定第8号は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、認定第8号 平成25年度道志村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり認定いたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査について

○議長（山口博康君） 日程第22、閉会中の所管事務の継続調査について議題といたします。

本件は、お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員長及び各常任委員長から、閉会中の所管事務の継続調査及び委員会活動を推進するため、研修等実施の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（山口博康君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中の所管事務の継続調査及び研修等実施に付することに決定いたしました。

以上で議事は全て終了いたしました。

---

#### ◎村長挨拶

○議長（山口博康君） ここで、長田村長から挨拶をお願いいたします。

〔「はい」という声あり〕

○議長（山口博康君） 長田村長。

○村長（長田富也君） 平成26年第6回道志村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月9日の開会以来、本日の閉会までの会期中にご提出いたしました議案につきまして、

議員各位の慎重なるご審議を賜りまして、全議案につきまして原案どおり可決、認定していただきまして、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

議員各位から議会冒頭において的一般質問におきましては、村の各分野におきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、現状並びに課題の所在を十分に認識し、村政発展のため努めてまいる所存でございます。また、議決いただきました各会計の補正予算につきましては、迅速かつ適正な事務執行を行いまして、村民生活に支障を来さないよう努めてまいります。

さて、9月13、14日に行われました道志中学校の若鮎祭につきましては、議会の会期中でありますましたが、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。先生方のご指導のもとに、生徒の立派な成長をご確認いただけたものと思います。また、明日20日には道志小学校第16回秋季大運動会、翌週の27日には保育所の運動会が行われます。ご出席をいただきまして、子供たちの成長を見守るとともに、ご声援をお願いいたします。この道志村の未来を担う人材を育成するため、ハード、ソフトの両面において子育て、学習環境の整備と子供たちの安全確保について進めていく所存でありますので、ご理解とご協力を願い申し上げます。

今期定期会におきまして、議員各位から賜りました多くの貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の行政運営に生かしていく所存でありますので、今後とも何とぞご指導とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げまして、9月議会定期会の閉会に当たりましての挨拶いたします。今期定期会、まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（山口博康君） これで本日の日程を全て終了しましたので、本日の会議を閉じます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（山口博康君） これをもって、平成26年第6回道志村議会定期会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

（午後0時16分）

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---